

2012年3月1日

武田則昭 様

セコムトラストシステムズ株式会社

## ご回答書

謹啓

時下ますますご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。また、平素は略別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴殿より2012年2月12日にいただきました「セコムパスポート for G-ID 司法書士電子証明書」(以下、「本サービス」といいます)に関するお問合せにつきまして、以下のとおりご回答申し上げます。

まず、本サービスをご利用の司法書士会会員様の一部の方におかれましては、「電子証明書ダウンロードツール/電子申請ツール」(以下、「専用ツール」といいます)のインストールが上手く出来ない事象が発生しておりますが、大多数の司法書士会会員様は問題無くインストールを行い、ご利用いただいている状況でございます。また、不具合につきましても、対策を講じた専用ツール(バージョン 1.20)を2月13日にリリースしたことで、問題が解消しご利用いただける状態となっております。

さて、ご指摘をいただきました「管理者権限のあるWindowsのログインID」につきましては、以下の目的のために作成しております。

法務省申請用総合ソフトを利用した電子申請を行うにあたりましては、ファイル形式の電子証明書をパソコン内に配置しておく必要があります。しかし、これに適切なセキュリティ対策を講じないと、パソコン管理者以外の方が利用しているときに、電子証明書がコピーされ他の目的に不正利用されてしまうなどの危険性があります。

日本司法書士会連合会様からこの危険性に対するセキュリティ対策のご要望がありました。

そのため、本サービスでは、パソコン管理者以外の方が、電子証明書を利用しているときに、外部へ容易にコピーすることを防止し、特定のアプリケーション以外からの電子署名の利用を禁止することができるよう、管理者権限のあるアカウントを用いて、電子証明書へのアクセス制限を行うことによりセキュリティ対策を行っております。これにより、パソコン管理者以外の方にパソコンを利用させる場合には、管理者権限のないアカウントが用いられることになり、電子証明書のコピーや他のアプリケーションによる利用を防ぐことが可能な仕組みにしております。

貴殿から、この点に関して、刑法第168条の2に該当するのではないかとのご指摘がありました。ご承知の通り、同条は、正当な理由がないのに、電子計算機における実行の用に供する目的で、「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録」等を作成し、又は提供した場合に処罰するいわゆる目的犯の規定です。

しかし、本サービスにおける「管理権限のある Windows のログイン ID」やそのファイルの作成は、特定のアプリケーションからのみ電子署名が利用でき、かつ管理権限のある者以外の者によるコピーを防止するという、セキュリティ対策という正当な目的のために、これを実現する方法として、この仕様が現状と異なる合理的かつ最善の策と判断し、作成し、ご提供させていただいているものでございます。

また、これにより作成されたファイル等は、まさしく本システム下において、安全に電子証明書を管理するというご利用者の意図に沿うもので、いわゆるコンピュータウイルスとは全く性質を異にし、刑法第 168 条の 2 第 1 項の「不正な指令を与える電磁的記録」ではありません。

以上のように、本システムの作成・提供は正当な理由に基づくものである上、不正な指令を与える電磁的記録でもありませんので、何ら刑法第 168 条の 2 に該当するものではないことをご理解いただきたいと思います。

本仕様の事前の説明が十分ではなかった点につきましては、お詫び申し上げますとともに、何卒引き続きご理解とご協力を賜りますよう伏してお願い申し上げます。

敬白